



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2012年6月(第3号)

紫陽花の美しい季節となりました。沖縄では梅雨が明けましたが、まだしばらく傘が手放せませんね。

「事務所だより6月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問合わせください。

この号の内容

- 1 新しい在留管理制度がスタートします
- 2 ねんきん定期便を活用していますか？
- 3 算定基礎届を提出しましょう
- 4 当事務所から

新しい在留管理制度がスタートします

「入管法」に基づいて入国管理局が行っていた情報の把握と「外国人登録法」に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する目的で、平成24年7月9日から新しい在留管理制度がスタートすることになりました。外国人を雇用する会社では改正のポイントを十分理解のうえ、日常の労務管理を行うことが必要です。

■ ポイント1 「在留カード」が交付されます

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されます。

■ ポイント2 在留期間が最長5年になります

在留状況をこれまで以上に正確に把握できるようになりますので、在留期間の上限がこれまでの3年から最長5年となります。

■ ポイント3 再入国許可の制度が変わります

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国する際、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。（この制度を「みなし再入国許可」といいます）

■ ポイント4 外国人登録制度が廃止されます

「在留カード」が交付されることになるため、「外国人登録証明書」は今後廃止されます。



【詳しいパンフレットはこちらをクリック】

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

ねんきん定期便を活用していますか？

ねんきん定期便は、毎年誕生月に日本年金機構から国民年金および厚生年金の加入者に送付されています。これは、加入者全員に対し、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報を分かりやすく通知するためのものです。ねんきん定期便で自分のおおよその年金額を知り、老後の生活設計にぜひ役立てたいものです。なお、ねんきん定期便に記載されている年金額はつぎのように計算されています。

■ 50歳以上の方

現在加入している年金制度（国民年金や厚生年金など）で60歳まで保険料を納めたと仮定して計算した見込額

■ 50歳未満の方

これまでの加入実績に基づいて計算された額。今後の加入実績の増加に伴い、将来の年金額は増加していきます。

■ 年金受給者であり、現役加入者の方

年金見込額は記載されず、加入期間の通知となっています。



算定基礎届を提出しましょう

算定基礎届の手続き案内が日本年金機構から届いていますか？

これは健康保険および厚生年金保険の全加入者の保険料を見直す、年に1度の大切な届出です。毎年4月、5月および6月の給料の平均額をもとに新しい保険料が決定されることになっています。提出期限は7月10日（火）ですので、忘れずに提出しましょう。

当事務所から



事務所日より6月号はいかがでしょう。当事務所ではホームページを作成しました。外資系企業のお客様にもサービス内容をご理解いただけるよう日本語と英語の2か国語バージョンにしております。ぜひご覧いただき、身近に感じていただけたら幸いです。



<http://www.sr-fujiioffice.com>

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号
(社会保険労務士法人アシスト 21 内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美